

デジタル庁（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
186	B 地方に 対する規 制緩和	06 環 境・衛生	食品衛生申請等 システムの機能の 見直し	<p>食品等事業者の管理のため、地方公共団体において、「食品衛生申請等システム(以下、本システム)」と、地方公共団体が独自に構築しているシステムで二重管理することが実質的に義務付けられている現状を見直すこと。</p> <p>例えば、本システムの機能を拡充することや、本システムと地方公共団体が独自に構築しているシステムの自動連携機能を設けることなどが想定される。</p> <p>その際、さらなる利便性向上のため事業者等と行政がオンラインで双方向でやり取り(報告・通知等)ができる機能を本システムに付加すること。</p> <p>また、本システムの操作手順が過多で非効率であるため、見直すこと。</p>	<p>令和3年度から、厚生労働省において食品等事業者による営業の申請及び届出手続の効率化を主たる目的として、「食品衛生申請等システム(以下、本システム)」の本格運用が開始された。</p> <p>本システムの稼働により、従来、事業者が、営業施設を所管する保健所の窓口で手続きをする必要のあった営業許可等の申請・届出手続について、オンラインで行うことが可能とされているが、本システムは、事業者による申請及び届出行為を主たる目的として設計されているため、地方公共団体が事業者の管理に際して必要な、施設台帳記録や監視指導に係る記録、食中毒調査記録、収去検査実績等に関する機能が設けられていない。</p> <p>そのため、当県を含む多くの地方公共団体では、本システムの運用後も、独自システムにより継続的に事業者管理を行う必要があり、システムの二重管理が実質的に義務付けられている。</p> <p>さらに、従来どおり、保健所窓口への書面での申請・届出も可能とされていることから事業者から書面で申請・届出された場合は、その内容を保健所職員が本システムに入力しなければならないなど、多大な業務負担が生じている。</p> <p>また、本システムには、手数料の決済機能も設けられていないため、結局、事業者は手数料の支払いのために保健所窓口で手続きを行わなければならない、事業者にとっても、必ずしも利便性の向上に繋がっていない。</p> <p>加えて、監視指導、食中毒、収去等にかかる事業者等と行政とのやり取りが紙媒体で行われていることから、事業者、行政ともに手間と時間がかかっている。</p>	<p>地方公共団体の事務負担が大幅に軽減される。また、食品等事業者による営業の申請に加え、監視指導や食中毒等にかかる通知の受け取りや報告等行政とのやり取りの利便性も向上し、オンラインによる手続きがより増加することが見込まれる。</p>	<p>食品衛生法第28条、第55条、第57条、食品衛生法施行規則第37条、第67条、第70条の2</p>	<p>デジタル庁、厚生労働省</p>	<p>埼玉県、青森県</p>

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
186	札幌市、宮城県、水戸市、群馬県、千葉県、文京区、墨田区、目黒区、大田区、練馬区、川崎市、相模原市、京都市、大阪府、寝屋川市、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島市、下関市、高松市、福岡県、佐世保市、大分県、那覇市	<p>○食品営業許可の申請は、食品衛生申請等システム(以下、「本システム」という。)を用いた電子申請を当県においても可能としているが、申請が煩雑で事業者自身が行うケースはほとんどなく、保健所担当職員が代理入力をしている状況である。また、当県で運用している営業許可台帳システム(以下、「県システム」という。)の既存データを本システムへ移行できないことから、全申請情報を本システムに入力する必要があり、業務負担増加の原因となっている。さらに、県システムにより独自管理していたデータについては、本システムの運用開始後も引き続き必要とされることから、本システムと県システムによる二重管理となり、業務が煩雑となっている。</p> <p>○令和3年度から、営業許可等の申請手続等のオンライン化を目的として、厚生労働省の「食品衛生申請等システム」の運用が開始された。当自治体では従前より食品関係事業者情報は、当自治体独自の食品衛生システムで管理しているため、二重管理となり大変非効率的である。また、厚生労働省のシステムはオンライン申請をうたっているにもかかわらず、営業許可手数料の決済機能がないため、申請に際して事業者は保健所の窓口に来庁する必要があり、事業者の負担は必ずしも軽減されていない。また行政側も、必要書類に不備があった場合など、事業者とのやり取りが煩雑になり、事務作業の負担が生じている。さらに、このシステムでは、事業者の本社と営業所で重複して申請することが可能なため、誤申請してしまうケースも見受けられる。このような場合、修正作業が大変煩雑となっており、窓口業務の負担となっている。以上のことから、本来の食品衛生監視業務にも少なからず影響がでている。</p>	<p>「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第16号)及び「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、「地方公共団体の行政手続のオンライン化に必要な情報システムの国による統一的な整備」、「地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進」が示され、これらを踏まえて、食品衛生法に基づく営業許可申請、営業届出、食品等自主回収報告等が行える食品衛生申請等システム(以下、当該システムという。)を国が整備したところである。</p> <p>当該システムと各自治体における独自のシステムについては、令和3年度より、手動による営業許可・届出のデータのCSVまたはEXCEL形式での出力・取り込みを使用した連携(外部連携機能)を可能としているため、ご活用いただきたい(なお、自動連携については、引き続き検討していく予定)。なお、システムの機能については、毎年度、寄せられた要望等に基づいて、費用対効果等を勘案の上、機能改修に努めているところであり、今後ともより良いシステムとなるよう見直しを行っていく。</p> <p>また、キャッシュレス対応については、「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、営業許可に係る手数料を規定する法令を所管する立場として、地方公共団体への公金収納のデジタル化の検討のため昨年末にデジタル庁及び総務省が立ち上げた関係府省庁との連絡会議に参加するとともに、同会議における検討状況も踏まえ、必要な対応を行っていく。</p>